

## 全員協議会次第

令和4年1月18日  
全員協議会室 9:30～

1. 開 会 (9:30)  
郡司事務局長
2. 挨拶  
小松議長
3. 協議事項  
(1) ライフバス協定について
4. 報告事項  
(1) 議会広報広聴常任委員会  
(2) 議会運営委員会  
(3) 政策検討会議
5. その他
6. 閉 会 (11:16)  
山口副議長

令和4年1月18日(火)

全員協議会に出席を求めた者の職氏名

出席議員

議員 久保健二  
議員 吉村美津子  
議員 桃園典子  
議員 林善美  
議員 落合信夫  
議員 本名洋  
議員 細谷光弘  
議長 小松伸介

議員 鈴木淳  
議員 内藤美佐子  
議員 細田三恵  
議員 菊地浩二  
議員 増田磨美  
議員 井田和宏  
副議長 山口正史

欠席議員

なし

説明者

政策推進室 政策推進長 島田高志  
政策推進室 策室主任 細野良太

政策推進室 策室主任 南雲玲

全員協議会に出席した事務局職員

事務局長 郡司道行

事務局書記 山田亜矢子

---

◎開会の宣告

○事務局長（郡司道行君） それでは、定刻となりましたので、ただいまより全員協議会を開会いたします。  
(午前 9時30分)

---

◎開会の挨拶

○事務局長（郡司道行君） 開会に当たりまして、小松議長よりご挨拶をお願いいたします。

○議長（小松伸介君） 皆様、おはようございます。本日は定例の全員協議会ということで、早朝よりお集まりをいただきまして、大変にありがとうございます。

また、本当に感染が拡大しておりまして、4日連続で全国的には2万人超えということで、本当に急拡大ということでしております。また、まん延防止等重点措置ということもありますけれども、本当に皆様、感染対策をしっかりしていただきまして、身近に迫っておりますので、気をつけていただきたいというふうに思います。

また、本日も大変寒い日が続いております。本当に皆様、コロナだけでなく、体調のほうもしっかりと気をつけていただきたいなというふうに思います。

本日も全員協議会ということで、協議事項、ライフバスの協定についてということで、担当課の皆様にはお忙しい中ご説明よろしくをお願いいたします。本日も皆様の慎重審議をお願い申し上げまして、簡単ですが、ご挨拶とさせていただきます。本日もよろしくをお願いいたします。

○事務局長（郡司道行君） ありがとうございます。

---

◎ライフバス協定について

○事務局長（郡司道行君） それでは、協議事項に移りたいと思います。

進行につきましては、議長、よろしくをお願いいたします。

○議長（小松伸介君） それでは、まず飲料水の持込みと飲用を許可したいと思います。

それでは、3の協議事項に移らせていただきます。(1)、ライフバスの協定についてということで、政策推進室の皆様に来ていただいております。まず、説明のほうをお願いしたいのですが、室長のほうでよろしいですか。

政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） 皆さん、おはようございます。本日はライフバスの協定についてということで説明を申し上げますので、どうぞよろしくをお願いいたします。出席職員につきましては、主幹の南雲と担当の細野のほうも同席させていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

協定書のほうを通常であれば全協の場合はモアノートでアップというところがございますけれども、金額のついている経費負担についてのことということで、紙のベースで配付をさせていただきました。協定に関わって経費のことがありますので、全員協議会終了後はこれにつきましては回収をしたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、説明のほうをさせていただきます。よろしくをお願いいたします。この協定につきましては、三

芳町とライフバス、6番線と8番線の運行に関わる経費の負担に関して協定のほうを結ばせていただいております。本協定は乙、ライフバス、特定路線の運行に対して三芳町の経費負担について必要な事項を定めるものとするということでございます。

特定路線の運行ということで、特定路線の運行を実施するものとするということで、一番後ろのページに1番線から8番線が書かれていますけれども、特定路線の規定が6番線と8番線ということで、ここに別紙として規定をされているところでございます。特定路線の運行経路の変更を行うという場合は協議を行って実施するというところでございます。

経費の負担についてでございますけれども、特定路線の運行の際に事業者の経営努力にもかかわらず、営業損益に損失が生じた場合については協議をするものとする。ただし、損失の限度額は1年に2,400万ということになりまして、6番線、8番線、それぞれ1,200万ずつとし、前年に生じた損失の補填を行うものとするということになっております。

2番です。特定路線の運行に係る必要な車両を用意することについてということで、車両が自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状の物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の基準を満たした車を購入するときには、その年度に支給される損失補填を充当することができるものとするというふうなことになっておりますけれども、これにつきましては以前議員さんから質問がありましたので、確認をしてみましたところ、これにつきましては毎年この協定の経費を請求する際に減価償却として車両のほうをさせていただいて、この条項があることによって圧縮決算ができるということでございまして、この条文があることによって三芳町が車両を単独で買うことはないというふうなことを事業者側には確認をしてみました。

続いて、3番です。別紙に掲げる6番線と4番線の大部分が重複していることを鑑み、4番線の運行に関し営業損益に損失がある場合は、第1項に定める6番線の損失補填の範囲内で損失補填を受けることができる。6番線と4番線は重複をしているので、6番線と4番線、1つと考えるという形になります。

また、4番です。別表に掲げる8番線と5番線の一部が重複していることに鑑み、5番線の運行の際には営業損益に損失が生じた場合は、第1項に定める8番線の損失補填の範囲で損失補填を受けることができるということになりますので、8番線と5番線を1つにして考えているというところでございます。

4条につきましては、バスの運行の報告、運賃収入等を毎月報告していただいているところでございます。三芳町を走る全路線についても、運行状況のほうは報告をいただいているところでございます。

損失補填金の申請ということでございますけれども、書類を提出してくれという形になります。

6条につきましては、定期的な会議を設けております。今ですと、4月と9月が定期的な会議になりました。あと何か突発的な事項がございました場合につきましては、ライフバスの事業者のほうは町に来ていただくか、またはうちのほうで事業所に向かって協議をしているというところでございます。

7条でございますけれども、協定書の解約ということですが、路線の維持が困難になるほど利用者のほうが減った場合につきましては、本協定のほうを解約することができるというところでございます。

8条ですけれども、効力の開始ですけれども、8番線の運行が11月の24日から始まりましたので、そこから効力を発します。その損失補填を行う今までの平成15年6月27日に締結した協定については、その協定が定める損失補填が完了するのは令和4年の末での効力を失うということでございますので、来年の補助金に

つきましては今年度の事業、営業によるものという形になります。協定に定めない事項につきましては、町と事業者が協議を行って実施するというところでございます。

以上が協定の内容でございます。

○議長（小松伸介君） ご説明ありがとうございました。

では、ただいまのご説明に対しましてご質問等あればお受けしたいと思います。

鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） おはようございます。鈴木です。

まず、8条のところですが、効力の開始ということで、これは新しく取決め直した協定書だと思うのですが、前の協定書との内容の違いについてはどういった部分になりますでしょうか。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

前の協定書につきましては、1番から8番、全部が路線として始まっていましたので、ライフバスが三芳町で営業する全ての路線の損失を補填するような形になっておりました。それで、3条において6番線と8番線、6番線は4番線とかぶると、8番線は5番線とかぶるということで明記をしましたので、そこが違うというところと、あと解除要項がなかったものですから、解除要項のほうを第7条のほうに定めております。

以上です。

○議長（小松伸介君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 分かりました。

では、今までの場合、なかなか執行部のほうからの説明で、ライフバスに対する補助が全路線、ライフバスの経営に対してなのか、それとも路線に対してなのかというのがいろいろ答弁がさま変わりしていることがあったのですが、これによって今回の特定路線に対する補助ということに決まったということでしょうか。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

そのとおりでございますけれども、以前もライフバスの経営というか、会社全体、バス事業だけでしたので、ほかに不動産業とかやっておりますので、その分は含まれていないという形になります。

以上です。

○議長（小松伸介君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） それと、今有効な協定というのは2種類あると思うのです。前の協定も令和4年度末時点で効力を失うということで、2つあると思うのですが、それに関しては問題はないのでしょうか。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

これに関しても1年前、今年度についての営業ということでございますので、それが終われば8番線と6番線を特定路線と求めると、この協定が実施されるということで、特に問題はないというふうに考えます。一応この辺については弁護士さんのほうも見ていただいていると。

○議長（小松伸介君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） あと、私のほうから最後になるのですけれども、ライフバスに対する損失補填が、大体ライフバスの経営状況、決算終わってからになると思うのです、金額確定が。ライフバスの決算月というのはいつになるのでしょうか。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

基本的には1月から12月というふうになっておりますので、ここで1回切れているというところがございますけれども、まだ決算の報告は出ていないというところがございます。

以上です。

○議長（小松伸介君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。おはようございます。

2枚目のところのバス運行の報告という第4条のところなのですけれども、利用者と運賃収入等を毎月報告するとありますけれども、これは等とは何かということと、それから書面で提出されるというふうに捉えていいのか。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

実際は書面で、利用人数であるとか、あとは運賃収入、この辺は定期等も含まれますので、その辺の報告、あと福祉券なんかも利用されていますので、そこも入っているということがございます。

以上です。

○議長（小松伸介君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） これ以外に逆に支出、どのくらい支出しているのかという、その支出というのは記載はされないのか、お伺いします。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

支出というのは、バス事業にかかった経費、燃料とか、そういうことでしょうか。毎月のほうは出ていなくて、最後にトータルで1年間で出してくるというふうな形になります。

以上です。

○議長（小松伸介君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 1年間トータルで出すというのは分かっているので、ここでは利用者と運賃収入等を毎月報告するというふうになっているので、今おっしゃるように、ガソリン代とか経費、どういうふうにかかるのか。同時に支出も出していただければ、見るほうとしても見やすいのかなと思っているのですけれども、その辺はどういうふうに捉えますか、町は。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えします。

基本的には、料金であるとか人数であるとかというのはその月には必要な情報だというふうに考えておりまして、最終的にかかった経費というのは分かればいいというふうのうちの方は考えておりますので、今

のところは運賃であるとか乗車人数等の報告で月例のほうはいいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小松伸介君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 1年間トータルして出されても、本当に職員も人数が多いわけではないので、1年間を見るというのはすごく大変だと思うので、その辺毎月分かればすごく考えやすいと思うのです。ですから、その辺一緒に支出面も出せるのかどうか、その辺業者に聞いてみていただきたいと思いますが、それはどうですか。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

その辺については、では業者のほうには聞いてみる予定でございます。

○議長（小松伸介君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） それと、私はこれ全路線に対しての補助というふうに初めは受け取っていたのです。結果的にはこういうふうに3番、4番が入ってきましたので、多くの路線に対して適用されていくのですけれども、実際に町民にも利用されていますので、そういう面で今言った報告というのも、私たち議会としてもやっぱり見ていくということが必要なもので、これ毎月出されたら、毎月議会のほうも議会事務局にポストがありますので、そこにポストインしていただけるのかどうか、お伺いします。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

協定に書かれていることですので、利用についてはできるというふうにうちのほうは踏んでいますけれども、ちょっとその辺は事業者とお話してみないと分からないという形なので、そこは確認をさせていただきたいと思います。

○議長（小松伸介君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 私は、今言った第4条について、議会のほうにも提出をしていただきたいということを言っているので、事業者の判断ではなくて、町の担当課の判断でできることだと思いますけれども、その辺は1か月して私たちも見せてもらうのではなくて、その辺見ていきながら1年間の決算、予算でいろいろ審議していくわけですから、それは町の判断でできると思いますので、ぜひ町に提出されるわけですから、それも議会に提出してもらいたいと思います。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

ここにつきましては、事業者と町で協定を結んでいますので、やはり事業者に聞いてみないとというところでございます。ただ、バス運行の報告はするというふうには書いてありますので、その辺についてはできると町のほうは判断しておりますが、事業者と話し合いをしないとその辺の決定のほうは出ないので、ちょっと後日決定をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（小松伸介君） ほかに。

井田議員。

○議員（井田和宏君） 井田です。説明ありがとうございます。

期間というのは特に記載はされていないようですが、この協定の期間というのは決まっているのか、それとも自動的に、決まっていないのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

始まりは決まっていますのですけれども、期間のほうは決めてはおりません。解約する場合には、協議の下解約をしていくというふうな形になります。

以上です。

○議長（小松伸介君） 井田議員。

○議員（井田和宏君） 第7条のところに協定の解約と書いてあって、解約ができる条件として、路線維持をしていくことが困難になるほど利用者が少なくなった場合。これは、私の理解としては、利用者が少ないから補助というか、出しているという理解なのですから、それ以上少なくなる。例えばどれくらい少なくなったら解約に当たるのか、その辺の多分今具体的には分からないと思いますけれども、どのようなお考えなのでしょうか。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

数的な基準というのは特にはございませんので、実際は利用者が少ないというから走らせているというご意見もあると思うのですけれども、もっと利用される路線があるのではないかとこのように考えておまして、その辺はほかの路線に移るであるとか、そういう協定もちょっと考えていきたいというふうに考えておりますし、いろんなことがこの解除事項があることでできるなというふうには考えております。以前これがなかったために、ちょっと苦労していたところがありますので、これがあることによって協定のほうを解除できて、ほかの路線に移ったり、いろんなことが考えられるのかなというふうに思います。

以上です。

○議長（小松伸介君） 井田議員。

○議員（井田和宏君） 井田です。

例えばですけれども、町でもっと有効な公共交通の手段があって、それに移行したいとなった場合に、この解約の条件、少なくなることが条件なのでしょうけれども、これ以外の要件で解約ができるのかどうか、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

ライフバスの協議の中では、解約、協定の解除というお話とかも出たことがございます。基本的には、話し合っただけで決めるということが前提でございますので、新しい路線、新しい事業であるとか、その辺につきましてもライフバスが三芳町の公共交通の根幹を担っているということには揺るぎはないのですけれども、解除はできるというふうに考えていますので、それは事業者と話し合いができるというふうに思います。

○議長（小松伸介君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。おはようございます。ありがとうございました。

私はちょっと非常に基本的なことで恐縮なのですが、教えていただけますでしょうか。1ページ目の第2



条の2番のところなのですけれども、車両等とございますけれども、この等に当たる部分の具体的な内容を教えていただけますか。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

車両等の維持ということで、先ほどちょっと償却の話も出たのですけれども、例えば燃料油脂であるとか修繕、この辺は後ろのほうの維持管理にかかっているのですけれども、あとは人件費です。あと、保険であるとかです。あとは、乗務員の教育費なんかも入っているところがございますので、その辺のところ等に入るというふうに考えます。

以上です。

○議長（小松伸介君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） ありがとうございます。

もう一点なのですが、その後ろにある維持管理等とございますけれども、今のお話の部分と重なることはあるかと思えますけれども、そこの等の部分の内容も教えていただけますか。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

これにつきましては、やはり先ほど出ましたけれども、修繕であるとか保険だとかというのがかかってくるというふうを考えてございます。

以上です。

○議長（小松伸介君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

等という表現の幅を考えましたときに、基本は今読み上げをしていただきました内容に該当することのみ対応するという、適用するという、そういう捉え方でよろしいですか。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

実際にはライフバスから営業費用については詳細のほうは出てきておりますので、それを読み込んで認められる費用については経費として認めるというふうな形になりますけれども、主なところはそういう形になります。

○議長（小松伸介君） ほかに。

久保議員。

○議員（久保健二君） すみません。私も協定書の内容に関して、先ほど説明はいただいたのですけれども、ちょっと分かりにくかったというか、理解できなかったのもう一度説明をお願いできればと思うのですけれども、経費の負担等の第3条の2項ですか、車両等を用意することについてということの説明をもう一度もう少し分かりやすく説明していただければと思います。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

路線を走らすには、やはり車両というのは必要になってくるという形になります。基本的には、一括で買

うかという、買うものではなくて、分割的に減価償却として、ちょっと経理には私のほうは疎いのですけれども、毎年していくというふうな形になりまして、その減価償却の車両の分についてもこの協定書の中の費用として認められるということで、これ条文があることで車両の部分も入っているという形になりまして、以前ちょっとあった、2,400万で車両をぼんと買うというふうなことではございませんで、決算のときにこれを入れて決算ができるというふうな形にライフバスのほうは言うておりました。

以上です。

○議長（小松伸介君） 久保議員。

○議員（久保健二君） ちょっとよく、2度聞いても分からなかったのだけれども、要は購入したりだとか、ここにも書いてありますとおり、例えば特定地域における総量の削減等特別措置法等に係るもので、車両に対して整備だとか、そういうのを係るものに対して出費があった場合、この補助金の中から適用できるということですか。要は路線の赤字補填だけでなく、車両のほうにも補えるというか、使えるという意味で捉えてよろしいのでしょうか。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

使っている車両の経費にも充てられるということでございますので、減価償却費の中に車両がありますので、その中の車両購入、毎年かかってくる部分についても充てていくという形になります。

以上です。

○議長（小松伸介君） 久保議員。

○議員（久保健二君） 一応というか、車両のほうにもこの2,400万というのが補填できるということは理解させていただきました。

それと、すみません。先ほど井田議員のほうからお話があったものなのですけれども、私もそこをちょっとこの協定書を見せていただいて気になっていまして、先ほどのご説明で一応協議はできるというのは分かるのですけれども、ただ町のほうの意向で新しい公共交通のためにライフバスの補助を打ち切るだとかというときに、町の一方的なあれでは協議はできるけれども、ライフバス側がそれは困るよという話になったときは、解約というのができないのかなというふうに取れるのですけれども、そこをもう一度ご説明していただいてよろしいでしょうか。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

以前の協議書については、皆さんご存じのとおり、解約の事項がなかったのですけれども、今回これを入れることによって解除の方針というか、一応利用者が少なくなった場合というふうに書いてありますけれども、今までライフバスとは解除についてお話しをしてきておまして、解除については言い方は悪いですが、応じますよというようなお話もございましたので、それについては今後も協議の上、解除できるというふうに町のほうは踏んでおりますので、ライフバス側とは常にではないのですけれども、解除の方向は今までも話しをしてきましたので、どうやったら解除ができるかというのはやはり双方協議をして行えるというふうに踏んでおります。

以上です。

○議長（小松伸介君） 久保議員。

○議員（久保健二君） ありがとうございます。

先ほどもご答弁あったのですけれども、人数がどのぐらいになっただとか、利用者がどのぐらい減ったというベースとなるものが今ないみたいなので、もし今回解約の事項第7条というのを設けていただいているので、できればそこまで、以前もありましたけれども、別表でも何でもいいのですけれども、このぐらい利用者が減った場合は協議をするだとかというのを一つ加えていただければなおいいのかなというふうには思いますけれども、いかがですか。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

具体的にもう少しこの項目等についてちょっとライフとは話し合いを、定期協議も行っていますので、協議をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（小松伸介君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

3条の6番線と8番線、それぞれ1,200万円ずつというところの補填のあれなのですけれども、6番線単独でかかった経費、また先ほどの車両の減価償却費等を含めた年間のマイナスに対して、6番線単独、また8番線単独に対して補填するという意味でよろしいでしょうか。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

3条については、1路線1,200万というふうになっているのですけれども、3条の3と4の項がありまして、6番線に関しては4番線が重複をしているという形になりますので、6番線と4番線の損失を見るという形になります。8番線に関しては、8番線と5番線の重複を見るというふうな形になりますので、この辺3と4の項目のところ2つの路線の補填を見るというふうな形になると考えます。

以上です。

○議長（小松伸介君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

4番線と5番線が損失が生じた場合はということなのですが、4番線と5番線が黒字になった場合は、それを4番線と6番線、また5番線と8番線を合算して経費を見るということなのか、赤字の場合だけこれは別々にして保障ができるということなのか、どういった計算になるのでしょうか。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

これにつきましては、この3、4であるとおおり、合算してという形になりますので、プラスの部分になりますと、合算した額が1,200万を超えればお支払いできると、1,200万満額お支払いできるというふうな形になります。

○議長（小松伸介君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

3番と4番なのですが、4番のほうは補填の範囲内について損失を受けることができる。ただし、補填を受けることができる金額については、別途協議の上決定するとなっておりますが、3番にはこれがないのですが、4番と3番では何か意図が違うのでしょうか。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

6番線と4番線につきましては、大部分が重複をしているという形でほぼぼぼ見るのですけれども、8番線と5番線につきましては一部なのです。27あるバス停のうち6つが重なるというふうに考えておまして、この辺についてちょっと細かい協議をしていくというふうな形になりますので、5番線については今までずっと黒字路線という形になりますので、この27分の6を掛けるのかというところがございまして、これについては協議をしていくというふうな形になります。

以上です。

○議長（小松伸介君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

5番線についてはほとんど重複されていないということだと思っておりますが、5番線が黒字だった場合に8番線の赤字を、先ほどの説明だと帳消しにするというか、足して、8番線の赤字と5番線の黒字をツープイにして、損失額を補填するという説明をされたような気がするのですが、別途協議の上決定するとの差は何かなのでしょうか。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） 失礼いたしました。

8番線と5番線については一部重複ということなので、この辺については8番線が合計が1,200万を超えているということであれば、それはそれで問題ないのですが、5番線の赤字が大幅な場合は、それについて重複している部分の割りをしていきたいというふうに考えておりますので、その辺については事業者と協議をしていきたいという項目を入れさせていただいているというところでございます。

○議長（小松伸介君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

8番線がまだ大して運行していませんが、大幅赤字になるというふうな予想なのか、それはちょっと分かりませんが、それだったら問題ないという発言はあまりよくないのではないかな。改善に向けて定期的に協議するというふうに6条になっているわけだから、赤字だったら協議しなくていいから問題ないというような方向だと、やはり町として定期的に黒字になるような方向で経費を削減するような話合いをしていかなければならないと思うのですが、そういったところはどうか。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

そのとおりです。赤字解消に向けてお互いにやっていくというふうな形は取らせていきたいというふうに思っております。

○議長（小松伸介君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。ありがとうございました。

私も第3条のところ、先ほど久保議員からもありましたけれども、補填の車両等についても補填できるということで、この1,200万ずつの補填は6番線、8番線に関して特定路線ということ。それに関わって6番線も4番線もということなのですから、車両に関してはちょっとよく理解できなかったのですが、ご説明いただきたいのですけれども、例えばライフバスさんのこの車両は6番線を走る車両ですよ、この車両は8番線を走る車両ですよというふうには必ずしも特定できないのではないかと思います。ライフバス株式会社さんの持っている車両全体の中で、その運用の中で何番線を走るかということで決まると思うので、例えば車のナンバー777の車が永久に6番線を走り続けるわけではないと思うのです。ましてや整備等に係る費用、この整備は6番線、8番線用ですよというふうに分けることはできないと思うので、その辺りどういふ協定の内容なのか、もうちょっと説明をお願いしたいのですが。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

方向マークがついているものについて走るという形ですけれども、特に車両は8番線専用だとか6番線専用だとかというふうにはなっておりませんので、基本的には今持っている車両を路線の数で割って、減価償却をしているのは現実でございますので、その部分を補填しているというふうな形になります。

以上です。

○議長（小松伸介君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

ということは、この第3条第2項に関しては6番線、8番線だけではなく、ライフバス社さん全体に対する補填という意味になってしまうかと思うのですが、問題ないのでしょうか。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

経営自体は路線に振り分けておりますので、その路線に対する車両の減価償却という形になりますので、特に問題ないというふうに考えています。

以上です。

○議長（小松伸介君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

ということは、例えば6番線、8番線に係る運行経費とか収入とかを鑑みて、全体の収入とか運行経費、6番線、8番線の分はこの程度になるだろうということで割り出してという、そういうことなのでしょう。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

それにつきましては、事業者が持っている全体の車に関わる経費につきまして全路線で割っているという形でございますので、1日は車両というのは通しで走るわけでございますので、平均で割って出しているというところでございます。それが費用として認められているということでございます。

○議長（小松伸介君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

すみません。割っているということは、私が先ほど申し上げたように、経費とかで割っているというわけ

ではなくて、8分の1で割っている。この場合6番線と8番線ですから、8分の2で割っているというような感じなのでしょうか。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

三芳町の路線ですので、8番線で割るといっても8番がないものですから、三芳町に関わる分の減価償却に対して5、あとスペアがありますので、6で割っているという形になります。

以上です。

○議長（小松伸介君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

取りあえず分かりましたということで、もう一つお伺いしたいのですが、先ほどの説明でライフバスの協議、定例会で4月、9月に行っているということだったのですが、この前の議会で7番線がなくなった以降のその後のライフバスとの協議、私だけではなくて、ほかの議員からも質問ありました。そのライフバス7番線の休止に伴うその後の協議、あるいはライフバス全体を見直すということもおっしゃっていたと思うのですが、その協議がこの定例会の中で行っているのか、それともこれはそれ以外にも特別な場合には協議を行うというようなことをおっしゃっていましたけれども、この定例会以外にも協議を行っているということでしょうか。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

定例会ではもちろんのこと、実際うちのほうが事業所に行って話をしたり、あとは報告書を持ってくるときにお話ししたりするので、毎月社長が来る場合もあるので、そのときについては一緒にそういうときはお話をしているということでございます。

○議長（小松伸介君） ほかに。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

お伺いしたいのですが、先ほど弁護士も確認しているという話があったと思うのですが、協定書全体の内容を弁護士が確認して、これで問題ないということになっているのでしょうか。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

これにつきましては、ライフバスのほうで弁護士も見て、協定を結んで、全体を見て問題ないという話でございます。

以上です。

○議長（小松伸介君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

弁護士といったのは、町の弁護士ではなくて、相手の弁護士ですか。相手の弁護士は相手の利益のためにしか動かないのですけれども。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

今までうちの弁護士にも見てもらっていますけれども、ライフバスのほうの弁護士にも見てもらっているという形でございます。

○議長（小松伸介君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

町からして、相手側の弁護士がどう言っているというのは、それでオーケーという話ではなくて、三芳町の顧問弁護士がこれで全体で見て問題ないと言っているのかどうかというのを聞いているのです。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

それにつきましては、この協定を結ぶ前に協定についてはお話をしています。実際にこの協定を出したときに事業所のほうの弁護士さん、確かに利益を優先するという話でしたけれども、なかなかこの協定書は改定できなかったのはいろいろ問題があって、うちのほうの弁護士さんにもお願いしたところ、解除はできないという話でございましたので、この辺については確認をして、見てもらっているという形でございます。

○議長（小松伸介君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

はっきりお答えいただきたいのですが、町の弁護士はこの協定書で問題がないと言っているのかどうかを聞いています。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

町の弁護士は問題ないというふうに言っております。

○議長（小松伸介君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

まず、ちょっと簡単な問題から聞きたいのですが、第3条のほうで一番下で「金1,200万ずつ」となっているのですが、何でこれ「円」が抜けているのですか。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

これについては、上のほうで円というふうに書いてありますので、円が入るのは実際だと思えますけれども、このまま結んだという形です。

○議長（小松伸介君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

要するにこういうことを弁護士が指摘できないというのはおかしいと思うのです、見ているのであれば。分かりますか。弁護士の仕事であれば、こういうことを絶対に見落とししないです。分かりますか、言っていることが。これで本当に大丈夫なのかということを本当にこちらだけではなく、向こうも見ていって、これで本当に大丈夫なの、弁護士見ているのと思ったのです。もう一度聞きますけれども、このままで大丈夫ですか。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

万円ということでしたら、再度この辺についてはもう一度結び、改定をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（小松伸介君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

要するに、だから専門職がいながら、こういうミスがあるということです。それは恥ずかしいです。協定書を結び直しますで済む問題ではないということです。法律の中でやっていますので、こういうことは絶対あってはいけないことなのです。分かりますか。それだけ軽く見ているということではないのかと思ってしまいますけれども、それはもういいです。

次なのですけれども、上のほうで乙の経営努力にもかかわらずということになるのですが、これに関しては町はどのように経営努力を評価して、判断するのでしょうか。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

それにつきましては、定期協議の中等でライフバスの行っている事業であるとか、うちのほうだと例えばキャッシュレスの話だとかをして、どう考えているのかというふうな形で、どうやって乗客を増やしていけるのかというような話をさせていただいて、その辺の協議をさせていただいてやっているのが現実でございます。

以上です。

○議長（小松伸介君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

この路線バスに関しては、もう前々からクレームというか、苦情が多いと思うのです。種類はそんなに多くはないのですけれども、どういうクレームが多いか。運転が荒いとか、時間どおり来ないとか、そういったことがあります。これ非常に多いのです。今回もまたこういうのを何とかしてくれという話もありましたし、その期間も長いです。つい最近とか、一時的なものではなくて、キャッシュレスとか利用者サービスも重要なのですけれども、基本的な安全面とか、そういったことが全然改善されていないのですけれども、それでも経営努力をしているのか、ちゃんとしているのかというのを町がどう判断するかです。言っているにもかかわらず直らないというのは、努力していないのではないかとみなされてもおかしくないと思うのですけれども、それをどうやって判断するのかというのを改めて伺いたいと思います。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

バス事業者に対する苦情であるとかは、例えば直接電話であるとか、議員さんのほうからいただいたりなんかをして、事業者のほうには届けているというところでございますので、その辺につきましては毎回即事に対策を講じてくださいというふうな話をされていて、その対策については定期協議の中でどうなっているのかというようなお話をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（小松伸介君） 菊地議員。



○議員（菊地浩二君） 菊地です。

なので、この経営努力ということに関して、もうちょっとシビアに考えるべきだなというふうに思います。なぜかという、そういった苦情がなくなるからです。そういった苦情をなくすことで利用者を増やすということにつながるといいますので、その点はもっと重く考えていただきたいと思います。これは要望です。

あと、先ほどから解約の件がありましたけれども、この解約に関して第7条です。仮に双方どちらかが一方的にこの契約を破棄した場合、ペナルティーが一切ないのですけれども、このペナルティーがないということに関して弁護士はどのように言っているのでしょうか。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

ペナルティーについては、前回は書かれていないというところで、書いてはいないのですけれども、特にその辺についてはおっしゃってはいなかったというふうな形でございます。

○議長（小松伸介君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

弁護士とちゃんと話をしたほうがいいと思います。前にないからと言っても、そもそも解約の条項がないのだから、ないのは当たり前です。改定するのだから、前よりいいものをつくらないといけないわけです。そうですね。前より悪くするために改定するわけではないのですから。この協定書で今言ったように、どちらか双方が一方的に破棄した場合、何のペナルティーもないです。解約できないとか、そんなことではなくて。はっきり言って、自由にできてしまうわけです。それで弁護士が問題ないとするのであれば、法律ショックというか、そっちとしてはどうかなと思うのですけれども。町としてもそれも問題ないということ考えているのですか。相手が一方的に破棄しても問題ないし、町が一方的に破棄しても問題ないと考えて、そういったことは一切ないということなののでしょうか。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

相手が一方的に破棄するという事は、急に経営が悪化して潰れてしまうということは考えられるのでありますけれども、そのほかの場合についてはないというふうに考えております。協定の解約につきましては、協議をしていきたいというふうなところがございますので、この協議に向けて、協議というか、協議をして決定をしていきたいというふうに思っていますので、今後もまた続けてこの辺については話し合いをしていきたいというふうに思います。

○議長（小松伸介君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

例えば会社が潰れる、地方自治体が合併してなくなるということは、もう想定の内です。一方的に破棄することがないとする根拠はあるのですか。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

今までもライフバスにつきましては一緒に公共交通の充実に向けて進んできたというところでございます

し、今話をしている中では、その意思というのは見られないというふうに考えておりますので、一方的に破棄することはないというふうに考えています。

○議長（小松伸介君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

それで住民の利益を守れますか、そういう考え方で。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

公共交通は、やはりバス事業者であるライフバスについては三芳町の公共交通の充実に向けて努力をしているという形になりますので、その辺は町とともにやっていくというふうに考えておりますので、そうすることが住民の利益につながるというふうに考えております。

以上です。

○議長（小松伸介君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

株式会社は株主の利益のために働くという会社であります。町の利益のためではないのです。それを前提に民間とこうやって協定をするのであれば、もっとしっかり協定を結ぶべきだと思いますが、どう思いますか。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

理論上、確かにそのとおりでございまして、株式会社は利益のために働くということでございますけれども、一応公共交通機関でございまして、公のものに対しても当然CSR等はございまして、努力をしていくべきだというふうに考えていまして、その辺について一緒に町の利便性のアップについてやっていければいいのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（小松伸介君） ほかにございますか。

山口副議長。

○議員（山口正史君） 山口です。お疲れさまです。

幾つも問題点が指摘で出てきた。根本的にちょっとおかしいなと思うのは、この協定書の位置づけなのですが、これ以外に何らかの公共交通に対しての包括的な契約書というのは存在するのでしょうか。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

ライフバスとは、包括的な協定というのは結んでおりません。

以上です。

○議長（小松伸介君） 山口副議長。

○議員（山口正史君） 山口です。

そうしますと、これは特定路線に関する損失補填です。まずおかしいのが出だしのところで、運行に関する経費の負担等に関し、次のとおり協定を締結すると。趣旨もそうです。経費の負担等について必要な事項

を定めると。ですから、本来であったら、経費に対しては赤字が出たとか出ないとかではなくて、経費に対する負担を町が行うというふうに読むのが普通だと思うのですが、何でこれが最初の段階でもって損失補填に関する協定になっていないのかなというのが一番不思議なのですが、そこはいかがですか。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

この辺は、前回は協定書という形で結ばせていただいておりますので、前回は倣って改定をしているというふうな形になります。足りない部分については補填をしているという形でございますので、そういう形になっているというふうに思います。

○議長（小松伸介君） 山口副議長。

○議員（山口正史君） 前回は倣ってというのは、単にコピーしているということだけです。協定書の内容の本当にこれでいいのかどうかという確認が取れていないのではないかと思うのですが、ちょっとそこは先に進めさせていただいて、先ほどから解約の件が出ていますが、これは維持すること困難ということですが、1,200万で乗客がゼロになった場合にも維持ができるのでしょうか、できないのでしょうか。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

1,200万になって維持ができるかできないかという、多分できないというふうに考えます。ただ、ゼロの路線をそのまま生かしていくかというのはまた別の問題だというふうに思います。

○議長（小松伸介君） 山口副議長。

○議員（山口正史君） ゼロでも、乗客がゼロになっても維持ができるという根拠は何でしょう。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） 維持ができるとは考えていないと言っております。

○議長（小松伸介君） 山口副議長。

○議員（山口正史君） ということは、ゼロになるともう必然的にこの路線は解約、それも町からではなくて、これどっち側がというのは書いていないですから、どちらも。普通解約条項というのはご存じですか、一般的な。一般的な解約条項のつくり方はご存じですか。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

一般的なというのは、ちょっと存じていないと。

○議長（小松伸介君） 山口副議長。

○議員（山口正史君） その辺も弁護士は分かっているはずなのです。通常は、解約条項というのは何か月前の事前通告とか、それに基づくのです。でないと、急に解約、明日から解約ですとやられたら、どこも立ち行かなくなるので、必ずそう入れるのですが、それくらいのことは弁護士はご存じだと思うのですが、そこに対しての指摘は全くなかったのですか。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

その辺は双方合意の上となっておりますので、そこで話合いがつくというふうに考えております。

○議長（小松伸介君） 山口副議長。

○議員（山口正史君） 契約書でも協定書でもいいのですけれども、最悪の場合を考えてこういうものをつくっているのですね。要するに疑義が生じないようにつくっているのが当たり前であって、合意をするだろうという大前提の下でつくっているということ自身が協定書としてはおかしい。その指摘は特に弁護士からはなかったのですか。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

特にございません。

○議長（小松伸介君） 山口副議長。

○議員（山口正史君） それは、相談された上でなかったのですか、それとも相談はしていなかったのですか。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） 協定書を見ていただいたという形になりますので、特に各項目についてのお話しはしておりません。

以上です。

○議長（小松伸介君） 山口副議長。

○議員（山口正史君） ということは、弁護士には全体を見てもらったけれども、個々でこの辺はこういうふうに変えたいとか、町の意向だとかというので、この辺変えるとどういうふうに変えたらいいのかという相談は弁護士には持ちかけなかったということによろしいですか。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

全体で見ていただいたというだけでございまして、あとはライフバスとの協議という形になっております。

○議長（小松伸介君） 山口副議長。

○議員（山口正史君） その見ていただき方もおかしいと思います。

それから、効力の開始の8条なのですが、この損失補填を行う。なお、平成15年6月27日に締結した協定については、令和4年末時点で効力を失う。ここは理解できるのですが、その平成15年6月に締結した協定書に覆いかぶさるような形でこの協定書を令和3年から効力があり、この効力期間は全くついていないわけです。ということは、平成15年6月に、解約条項はついたということなのですが、締結した4年の、最初の協定書を自動継続ではないけれども、継続させるためにこの協定書をつくったというふうに読めるのですけれども、そこはいかがなのですか。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

それにつきましては、来年度分が間に合わないために、来年度分の補助金は前年度分を対象にするということなので、この条項をつくらせていただきました。

以上です。

○議長（小松伸介君） 山口副議長。

○議員（山口正史君） ただ、この協定書ですが、この協定書です。に関しては特に期限はないので、このままだとずっと永遠とこれが続くというふうになります、それでよろしいですか。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

平成15年の契約については末時点でその効力を失うというふうになっていますので、前段の部分の協定はなくなるというふうに考えております。

○議長（小松伸介君） 山口副議長。

○議員（山口正史君） だから、この新たに結んだ協定によって、実質的には15年に結んだものが4月完了ではなく、4月末、今年の令和4年の4月末で効力を失うのではなくて、新たにこれがずっと続くのですかという質問をしているのです。この協定。この協定というのは、令和3年に結んだ協定です。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

それは続くというふうに考えております。

○議長（小松伸介君） 山口副議長。

○議員（山口正史君） とすると、では平成15年に結んだ、締結した協定の効力を失効させる理由は何ですか。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

15年については路線も違いますし、内容も違うということで、それを効力をなくして、今回の協定を生かすというふうな形になります。

○議長（小松伸介君） 山口副議長。

○議員（山口正史君） ということは、細かいところで変わるところはあるけれども、平成15年に基本的に締結したものを自動継続に近い形、自動継続ではないですけれども、継続して行いたいので、この協定書を令和3年に結んだという解釈でよろしいですか。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

あとは、あてがう補助金の関係の路線をはっきりさせたかったというところもございます。

以上です。

○議長（小松伸介君） 山口副議長。

○議員（山口正史君） ですから、細かいところは路線の番号とか違っては分かっていますが、基本の平成15年に結んだ補填の協定書を継続するために、この令和3年に新たに結び直したということによろしいですか。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

やっていただくことは15年のところと変わらないというところがございますが、いろいろ経費の関係でどこに当たっているのかというのを明白にしたかったというところがございますので、そこのところが変わっ

たというところがございます。

以上です。

○議長（小松伸介君） 山口副議長。

○議員（山口正史君） ですから、細かいところはいいですって。ですから、基本的な補填する構図は変わらないと、本質論はいじらないで、継続させたいという意図でこれを新たに締結したということによろしいですか。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

基本的には8番線を走らすために継続させて、契約を結んでいるというふうな形でございます。

以上です。

○議長（小松伸介君） 山口副議長。

○議員（山口正史君） 最後に質問します。

この協定書を一方的に町が破棄した場合、何が起こります。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

それにつきましては、話し合いをしないといけないというふうに考えていますけれども、ペナルティーの条項というのは設けられていませんので、そこについては双方協議の上で、合意の上で解約することになりますから、そこで話し合うという形になります。

○議長（小松伸介君） 山口副議長。

○議員（山口正史君） 解約できる部分というのは、この特定路線だけなのです。ほかの路線に関しては何もうたっていないのです。ですから、最初に聞いたのに、全体、包括的な契約書か何かがあるのですかと聞いたのはそこなのですけれども、これを破棄するということは、単純に特定路線の補助をやめるということにすぎないのですが、それで何が起こるのですかと聞いたのです。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

特定路線、6番線と8番線の解除ということになりますと、そこが走らなくなるというふうな形になります。

○議長（小松伸介君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 鈴木です。

今のに関連するのですが、結局今まではライフバスの町内を走るバス路線全てに関しての協定だったと。今回は6と8に特化した、特定路線に特化した協定となるということは、変更等や廃止、1、4、5番線に関しては、もうライフバスの一存でできるということなののでしょうか。特に4番線は6番線と大部分かぶっているということだったので、場合によってライフバスのほうが4番線を廃止したほうが費用対効果は大きいねと判断した場合は、勝手にできてしまうということになりますが、それでよいのでしょうか。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

1番線、4番線、5番線についてはライフバスの営業路線という形になりますので、1番線もそうだったとおり、路線の変更というのはライフバスのほうはできるというふうな形になります。営業状態を見ると、その4番線を休止というか、廃止するというのはなかなか今はあり得ないというふうに考えますが、利益が出る路線をライフのほうは走らせているということでございますので、実際利益が生じないということだったら、ライフのほうは何か策を講じるというふうに考えております。

以上です。

○議長（小松伸介君） 増田議員。

○議員（増田磨美君） 増田です。説明ありがとうございます。

ちょっと気になったのですけれども、例えば町のほうで定期的にいろんな協議を行ったりして、改善に向けて協議するということが入っていたりするのですけれども、こういったとき先ほど菊地議員のほうからも話があったのですけれども、クレームとか要望とかが町民から出た場合、それを町のほうから伝えますね。その後確認するとおっしゃっていたのですけれども、例えばどういったことが改善されてきているのか。それで、町としては例えば改善されなかったことについては、では今後どうしていくのかということはどういうふうに話し合っているのか、その辺についてお伺いいたします。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

基本的には、クレームが出た時点でライフバスにはお話をしているという形になりますので、再度協議のところで確認をして、どういう状況なのかという話をさせていただきます。基本的には、運転が荒いだとか、そういう話も出るのですけれども、その辺については再度教育をするというようなお話になっておりまして、どういった教育をするのかという話まではちょっと及んではないのですけれども、実際細かい部分であるとかについてはライフにお任せをしているというところでございます。また何度もクレームがあった場合については、そのたびに報告をして、解消に向けて話し合いをしていくというのが実態でございます。

以上です。

○議長（小松伸介君） 増田議員。

○議員（増田磨美君） 増田です。

伝えても直らない、伝えても直らないと、それでは改善にはつながらないような気がするのですけれども、やっぱりどういうことをして改善につなげているのかということまで、今そこまではとおっしゃっていましたが、聞いていかないと改善されないと思うので、ぜひその辺はここにしっかり書いてありますので、協議していただきたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

実際その話をするとう教育という言葉で片づけられてしまうのですけれども、実際はどういう教育をしているのかというような話までちょっと今後突っ込んでいきたいというふうに思います。

○議長（小松伸介君） 増田議員。

○議員（増田磨美君） すみません。

それと、例えば車両を購入する際とか、それから改善する際にも補助金を使えるのですけれども、今高齢

者が増えたりして、ノンステップバスだとか、もちろんキャッシュレスとか、そういったのも話が出ていると思うのですけれども、これに関しては近隣というか、結構遠くまで行っても、今キャッシュレスではないところはすごく少なく、あまり私は聞いたことがないのですけれども、その辺に関しては町としてはどういうふうに話合いをしているのでしょうか。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

大手の2社のキャッシュレスについては非常に導入費用がかかる。億というような話を聞いていますので、それはデータの情報量とか入りますので、今後変わるとい話もあるので、そのときには出したいというふうに思っております。

あと、県とか国のほうでキャッシュレスに向けて大手2社について導入できないところについては、また新しい方法というのはありますので、そういうところにはお話をしたり、うちの担当のほうで行って、こういうのがありますよというような話をさせていただいて、導入経費も安く抑えられるというような話をさせていただいてはいます。実際会社側のほうも動いていて、導入直前まで行ったのですけれども、経費が合わないというようなお話で、ちょっと難しいと言われてしまったのです。ただ、もう波としてはどうしてもキャッシュレスというのは切ることにはできないというふうに思っていますので、その補助制度とかがあれば事業者のほうには伝えたり、うちのほうで経費のかからない方法はどうかというような推進はしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（小松伸介君） ほかに。

久保議員。

○議員（久保健二君） 久保です。すみません。さらっと終わらせたいと思いますけれども、何か話を今まで各議員からの質問に対しての答弁もそうですけれども、お聞きしていて、これ特別路線に対しての赤字補填というよりも、経営への補填というか、負担というふうにししか取れないのです。車両購入に対しても損失が生じた場合にはその1,200万円上限ではあるけれども、補填をするだとかという話もありましたし。今車の購入は、ここでちょっと私確認した、今回に合わせて確認したわけではないのですけれども、富士見市さんも新しい車両を2台購入したというお話もお聞きしたのですけれども、やはり現金で導入する自治体はないと思うのです。そうなってくると、毎年毎年の支払いだとか月々の支払いということになれば、これもこの1,200万円の中で補うことというのは正直できると思いませんし、そう考えると各自治体で車両の購入というのを考えても全然これできる話になってくるのかなというふうにも。これは別の話なのですけれども。

今お話をちょっとお聞きしていて、今経営努力という話がありましたけれども、今キャッシュレスの話もありましたが、それも含めてやはりそれは事業者の経営努力だと思うのです。どれだけ利用乗車数を増やすかというのに、やはりキャッシュレスにすることによって乗車人数増えるかどうか、これ分からないですけれども、やることによってどうなのかというのをそこをまずお金がかかるからできないだとかという自体、これも経営努力が足りていないのかなというふうにも感じるのです、今日ちょっと協定書を見せていただいて、これ2,400万円、正直補填するなりの協定書の内容なのかなというふうにもちょっと感じたところもあるの



で、もう少しこの経営努力に関してもそうですし、何かこれライフバス事業者側に有利な協定書にも見えなくもないので、今後も協議を進めてもらえるという話がありましたので、詰めていただいて、必要であれば見直しというのも今後も考えていただければなというふうに思いますけれども、いかがですか。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

協議のほうは当然詰めてまいりますので、今後も継続してやっていきたいというふうに思いますし、車両の件につきましても町のほうではこういう補助金がありますよというようなお話や、例えば小さいバスはどうですかというようなお勧めをしてはいるのですけれども、ちょっと話がまとまらないというところでございますので、経営努力につきましてはしていらっしゃるというふうには考えますけれども、やはり町民の先ほど出ましたけれども、利益につながったり、利便性につながったりするような経営をしていただきたいたいというのはうちのほうも思っていますので、その辺についてももしっかり伝えていきたいというふうに思います。

○議長（小松伸介君） 久保議員。

○議員（久保健二君） 最後にしますけれども、今室長のほうからもご答弁いただいたように、補助金の制度だとか、そういうのも町でももちろん調べてあげて、アドバイスとか、教えてあげることも必要だとは思いますが、バス事業者がやはり道路のそういった整備だとか、規制もそうですけれども、バス事業者が自らやることというのが経営努力につながってくると思うのです。だから、町がやってあげるのもいいのですけれども、バス事業者独自でやっていただくような努力というのも今後必要なのかなと思いますし、それをしていただくようなことを町からもぜひ言っていただくように進めていただければと思うのですけれども。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

経営努力についてとか、事業者のほうから何か行うというのは、何か行えばうちのほうには必ずお話があるというふうに考えていますので、その辺は双方かみ合うように一緒に町の利便性のために進んでいきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（小松伸介君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

ちょっと話は変わるのですけれども、この協定書をこれが終わったら回収するというので、その意味がよく分からないのです。金額が入っているから回収しますとかというの、前はどうだったかなと思うのですけれども。むしろ公益に関わることであれば、議会に提出していただいて何ら不都合はないと思うのですけれども。なぜそうなるのかというのが知りたいのですけれども。むしろそれをあるとしても、議会のほうから資料請求という形で提出してもらえばいいのかなと思うのですけれども、どうですか。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

議会のほうで持つ分には構わないというふうに思いますけれども、申し訳ございません。議員さん個人に

お配りしたのはあれかなというふうに思いまして、1回回収させていただいて、事務局のほうへ提出はしても構わないというふうに考えますが。

○議長（小松伸介君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

今の話はちょっと。むしろ余計分からなくなるのですけれども、個人に渡せないとはどういうことなのか。これはあくまで議会でやっていることなのですから。全員協議会もちゃんと法的な位置づけで行われている会議の中でやっているものなのですから。個人に渡すという今の発言はどういう意味なのか。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

個人というか、議員さんの各自に渡すというよりは、議会側で持っていていただくということでしたら、資料としてのお話はお渡しはできますけれども、ライフバス側との協定ですので、議員さん個人個人にお渡しするというのは取扱いのほうは注意なのかなというふうに考えておまして、判こも押させていただいたということですので、1回収をしたいというのうちのほうの立場でございます。

○議長（小松伸介君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 私もこれ取扱い注意と書いてありますので、取扱いを注意はしていきますけれども、先ほど全く菊地議員と同じですけれども、回収するということはとんでもないことだと思うのです。議会で堂々と出して、議会が、私たち議員が取扱いを注意していけばいいことであって、お互いにその辺は信頼関係ですから、回収するというのはとんでもない話で、やめていただきたいと思います。取扱いを注意しますので、回収はしないでください。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

取扱いを注意していただけるということですが、1度うちのほうは回収をしたいというふうに考えておまして、またそれからちょっと考えさせていただきたいと思っておりますけれども。

○議長（小松伸介君） では、またちょっと報告というか、求めていきたいと思っておりますので。ちょっと今日は取りあえず回収ということらしいので。

山口副議長。

○議員（山口正史君） 最後に1点だけです。

この場は何なのか。協定書の説明に来られただけなのか。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

協定書の説明に来たという形になります。

○議長（小松伸介君） 山口副議長。

○議員（山口正史君） そうしますと、今日いろいろ質問が議員からも出ましたが、それに関してはもう答え終わったので、それ以後はないということでしょうか。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

説明でございますので、言われた意見につきましては今後重視していきたいというふうに思っております。

○議長（小松伸介君） 山口副議長。

○議員（山口正史君） 山口です。

一応リーガルな質問も出ているわけです。それに対して、悪いけれども、室長がリーガルな知識をお持ちだとは思えない。であれば、そのリーガルな質問に関しては専門家に確認するというのが本来であると思うのですが、それもしないということなののでしょうか。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

これについては確認を再度させていただきたいというふうに思います。

○議長（小松伸介君） 山口副議長。

○議員（山口正史君） 山口です。

その確認した後の報告はあるのでしょうか。そこまで答えていただきたいのですけれども。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） 説明のほうはいたしましたので、大幅な変更がない場合につきましてはこのまま進めていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（小松伸介君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） では、ないようですので、以上で協議事項（1）、ライフバスの協定については閉じさせていただきます。

担当課の皆様、大変にありがとうございました。

このまま、では1時間以上経過しましたので、10分間休憩したいと思います。

休憩いたします。

（午前10時46分）

---

○議長（小松伸介君） では、再開いたします。

（午前10時55分）

---

#### ◎議会広報広聴常任委員会

○議長（小松伸介君） では、協議事項のほうは終了いたしましたので、4の報告事項に移らせていただきます。

（1）として、議会広報広聴常任委員会からの報告を求めます。

山口委員長。

○議会広報広聴常任委員長（山口正史君） 山口です。報告が何点かあります。

1点は、議会報告会の件なのですが、開催しようと思って進めてきましたが、どうも明日まん延防止が発

令されるので、そうなるとちょっと4月というのはもう見合わせる方向になるのかなということ、これもまだ2月の3日に議会広報広聴常任委員会がありますので、そこで委員会の中でかけて、それで中止にするのか、延期にするのかもありますから、それで決めたいと思っております。それで、またそれも皆さんにお知らせしますが、現時点で予定になっているのは4月の23日土曜日に3公民館で開催するというのは一応合意が取れております。メンバーのあれとかありますが、ちょっと2月の3日の委員会でもってどうなるか決まって、開催するとなったら時間、日時等皆さんに、それから班分けも行いましたので、ご案内したいと思っております。今のところはちょっと無理かなというのが本音です。

それから、2点目なのですが、議会だよりに載せる一般質問の原稿なのですが、これ今までやっていただいているように、答弁者に確認して、内容確認して、確認印をもらってという形で議会だよりに載せてまいりました。ただ、ちょっと扱いが今まで不明だったので、はっきりさせたいと思うのですが、これも委員会の中で検討した結果、確認印がないものに関しては議会だよりに載せないというのを原則とします。あくまでも確認印をもらえるように話し合いを当事者同士で、原稿の作成者及び答弁者の間でできるだけ確認印がもらえるように努力をお願いしたい。ただ、どうしても何らかの理由で確認印がもらえないという場合になると、そのまま議会だよりに載せないということは議員にとって非常に不利益を被ることになるので、その場合は委員長でもいいですし、副委員長でもいいですし、事務局でもいいですが、載せるように異議を唱えてほしいということです。異議がありました。そのままもらえないのだったら、もう載せなくていいというのであればそのままなのですが、載せる方向で検討をお願いしたいということであれば、委員会のほうで載せるか載せないかの最終決断をするという形を取りたいと思っております。現実的に今1件起こっております、まだ解決はしておりません。今日のこの後、委員会がありますので、そこで皆さん委員の方に諮って、どういう方向で進めていくかを検討する予定になっております。場合によっては、まだ結論は出ていないのですが、場合によってはちょっと今までの紙面と変わったような形になる可能性もあるということだけはご承知おきいただきたいと。

それと、これどうしても最終的に決着がつかなかった場合には、2月1日の発行というのはもう限界ぎりぎりまで来ておりますので、決着つかなかった場合には2月1日の発行がずれ込む可能性がある。その場合は3月1日を考えるとと思うのですが、その辺も含めてこの後の委員会で検討していきたいというふうに考えております。これに関して何かご質問。

○議長（小松伸介君） では、この件に関して。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

やはり議会でやり取りしたことです。みんな議員としてはそれについては発言が、回答がこうだったということで載せていくわけなので、執行部の確認印がないから載せないような判断というのは、委員会で判断をするということでありましたけれども、それはおかしなことなのです。今後執行部が気に食わなければ、確認印を押さないかもしれない。それよりも検討することは、過去は執行部の確認印は要りませんでした。議員のほうで書いて、議員のほうで何ら書いても、確認印を押さなくても全然問題ありませんでした。執行部に対してそういうふうな確認印を押すということは、途中でそういうふうに入力されてしまったので、今後確認印は要らない、そういう方向もきちっと検討していただきたいと思っております。

○議長（小松伸介君） 山口委員長。

○議会広報広聴常任委員長（山口正史君） それに関しては、委員会で検討しないと決められないことなので、今日提案というか、そういう意見があったということは委員の方にお伝えして、今後検討するかどうかも含めて確認取ります。

○議長（小松伸介君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） では、質問がなければ、（１）は閉じさせていただきますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） では、報告事項（１）を閉じさせていただきます。

---

### ◎議会運営委員会

○議長（小松伸介君） 続きまして、（２）、議会運営委員会からの報告を求めます。

菊地委員長。

○議会運営委員長（菊地浩二君） 菊地です。

幾つかというか、結構あるのですけれども、まず２月28日月曜日から始まる定例会につきましてです。こちらは、これまでと同様にコロナ禍を前提とした運営をしております。ですので、議員各位、皆さんも感染予防対策を徹底していただきたいというように考えます。休日議会は実施をしないということになりました。今後は、休日議会の在り方などを検討していく予定となります。休日議会は必要かどうかということも含めて検討していきたいと思っております。

予算の審査方法ですけれども、これまでと同様に議長を除く14名の委員で構成される予算特別委員会を設置して、審議は行います。その審議につきましては各課ごとに行ってまいります。ただ、各課ごとに行う場合でも課題があります。今見えているところでは、複数の課にまたがるような事業をどのように審査していくのかということもありますので、こちらは検討していきますが、議会運営委員会で主導的にはやるのですけれども、委員会の運営方法につきましては特別委員会の委員長も検討するというか、考えるべきだと思いますので、どういうふうにやっていくのかというのを含めて、議会運営委員会でどこまでやるのかということも含めて検討していきたいと思っております。

それと、２月28日から始まりますけれども、初日に三芳町議会委員会条例の改正を発議を行います。これにつきましては、12月定例会で議決がありましたMIYOSHIオリンピック推進課を４月から文化スポーツ推進課に改正することに伴いまして、委員会条例の厚生文教常任委員会の所管のところの文言の改正をするということになります。内容としてはこれだけなので、恐らく２月の会期日程運営方法を定める議会運営委員会までには改正案を委員の皆さんにお示しをして、同意を得てから初日に発議をするということに考えて、今スケジュール的には考えています。

それと、ペーパーレスに向けてですけれども、前回の12月の全協でもご意見をいただきましたので、通告書や意見書案の出し方についてです。こちらにつきましては、３月定例会につきましても時間もないということなので、従来どおりの提出方法でお願いします。ただ、ペーパーレスも進んでいきますので、今後提出方法につきましては検討してまいります。

それと、今2月28日開会と申し上げましたけれども、遡っていくと2月28日が開会となりますと、議会運営委員会は2月の18日金曜日です。18日金曜日に行って、ここで会期日程と運営方法の案が決まります。一般質問の通告書の提出期限は、これに伴ってというか、15、16の両日となります。請願や陳情、要望も3月定例会で取り扱う場合にはこの16日が提出期限ということになります。

定例会については以上となりますので、一旦ここでもし質疑があれば受けたいと思います。

○議長（小松伸介君） では、ただいまの報告に対しまして何かご質問等あればお受けしたいと思いますが、いかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） では、ないようですので、続けて菊地委員長。

○議会運営委員長（菊地浩二君） 菊地です。

議会運営委員会の所管事務調査につきましてですけれども、2月8、9の両日で予定してはいたけれども、感染拡大によって視察に行くということは中止を決定いたしました。ただし、可能であればオンライン、ズームなどを活用したオンラインでの実施ですとか、質問事項のやり取りということで検討していくということになっております。可能な限りはオンラインで双方でやり取りをしてということで考えてはいるのですが、このやり方自体が今後の視察ですとか所管事務調査の可能性を広げていくことになるかなというふうに思っていますので、議会運営委員会がいい前例となるように取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、皆様もご承知おきいただきたいと思います。

以上です。

○議長（小松伸介君） ありがとうございます。

ただいまの件はよろしいですか。質問等は大丈夫でしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） では、ないようですので、報告事項（2）のほうを閉じさせていただきます。

---

### ◎政策検討会議

○議長（小松伸介君） 最後に、（3）、政策検討会議からの報告を求めます。

山口座長。

○副議長（山口正史君） 政策検討会議からの報告ですが、政策検討会議そのものをどう進めていくかということで3回にわたって委員会を、会議を開催しました。

その結果、要求水準書に関しては特に皆さん異論がないところなので、検討はしていきます。最終的に要望なりなんなり出すのであれば、提言を出すのであれば、全員一致の上で出していく方向になります。ただ、それ以外の件に関しても、要するに要求水準書以外のものに関しても必要なものに関しては委員から提案を受けて、それを会議のほうで検討するかどうかの検討を行います。あくまでも取り上げるなら取り上げるということで、取り上げる場合は全員一致というのが大原則になっておりますので、全委員が一致した場合には特に要求水準書に限らずにいろんな課題、提案課題を検討していく。テーブルにのせるかどうかを検討していくということに決まりましたので、ご報告いたします。

○議長（小松伸介君） では、ただいまの報告に対しまして何かご質問等あればお受けしたいと思いますが、

いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） では、ないようですので、以上で報告事項（3）のほうを閉じさせていただきます。

---

◎その他

○議長（小松伸介君） では、5のその他のほうに移ります。

まず、皆様のほうから何かございますでしょうか。大丈夫でしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） では、ないようであれば、私のほうから。

先ほど議会運営委員長のほうからも報告がありましたとおり、予算特別委員会が開かれるということで、これの正副委員長決めにここでさせていただければなというふうに思うのですが、まずは自薦ということで、正の委員長をやりたい方がいらっしゃれば、挙手をいただければなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

暫時休憩いたします。

（午前11時09分）

---

○議長（小松伸介君） では、再開いたします。

（午前11時12分）

---

○議長（小松伸介君） ただいま予算特別委員会の正副委員長決めににつきまして、休憩中にお話をさせていただきました。

自薦のほうで細谷議員が正でやっていただけるということで、正の委員長を細谷議員に、副のほうを井田議員から自薦いただきましたので、井田議員で決めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） では、お二人には大変な委員会を所管していただいて、ありがとうございます。どうかよろしく願いいたしたいと思います。

先ほど菊地委員長からお話があったとおり、進め方について今後決めることもあるかというふうに思いますので、またそちらのほうも協議のほうをしていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

もう一点が、2月4日に臨時会の予定があるということで、先日正副議長と町長との打合せの議事録のほう、皆様にお示しをさせていただきましたとおり、2月4日予定ということだったのですが、2月4日に決定ということで予定をしていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

内容については、事務局のほうから説明いただけるということなので、局長、よろしく願いいたします。

○事務局長（郡司道行君） 今伺っている内容ですと、まず報告が1件、埼玉県市町村総合事務組合の規約変更についてということで専決処分の報告1件。それと、あと承認が2件ありまして、まず1件につきましては、先日その前に専決をいただいています子育て世帯臨時特別給付金だったかな、その5万円追加分の承

認。それとも一つ、次の福祉課のほうでご説明がありました、これも子育て世帯臨時特別給付金という名称だったと思うのですが、非課税世帯の10万円の承認、それとあと議案第1号が、先日財政デジタル推進課長のほうでお話がありました三芳東中のトイレの改修工事の関係ですか、そちらが1件と伺っております。

内容的には以上です。

○議長（小松伸介君） ということだそうなので、皆様ご承知おきいただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

では、この件に関しまして何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） では、なければ、事務局は大丈夫ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） では、ないようですので、以上で本日の全員協議会を終了とさせていただきます。マイクを事務局にお返しいたします。

---

#### ◎閉会の宣告

○事務局長（郡司道行君） 大変お疲れさまでした。

閉会につきましては山口副議長、よろしく願いいたします。

○副議長（山口正史君） 皆様、大変ご苦労さまでした。慎重審議ありがとうございました。

ただ、コロナウイルスの感染症が本当に広がっていて、今日決定の明日からだと思うのですが、まん延防止もついに埼玉も発出される予定になっているみたいです。これによってかなり我々の行動制限も覚悟せざるを得ないと思いますので、2月、寒い時期ですが、風邪も引かないように、特にコロナに関しては十分注意をして議員活動をお願いいたします。

今日はご苦労さまでした。

（午前11時16分）